

熊取町議会委員会会議録

〔令和 8 年 6 月定例会〕

議 会 運 営 委 員 会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（6月4日）〕

令和8年6月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4

〔議会運営委員会（6月18日）〕

令和8年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他	8

〔総務文教常任委員会〕

議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例	12
質 疑	12
採 決	13
議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	13
質 疑	13
採 決	14
議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例	14
質 疑	14
採 決	15

〔事業厚生常任委員会（6月18日）〕

請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願	18
趣旨説明	18
質 疑	19
議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	36
質 疑	36
採 決	37
議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例	37
質 疑	37
採 決	37
議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例	37
質 疑	37
採 決	38
議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入について	38
質 疑	38
採 決	39
議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	39
質 疑	39
採 決	39
議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業	

団規約の変更に関する協議について	39
質 疑	39
採 決	40

〔事業厚生常任委員会（6月24日）〕

請願第1号 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点およ び一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備 に関する請願	41
意 見	41
採 決	42

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和8年6月4日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	大林 隆 昭	副委員長	江 川 慶 子
	委員	多和本 英 一	委員	石 井 一 彰
	委員	二 見 裕 子	委員	河 合 弘 樹
	議長	文 野 慎 治		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	総合政策部長	田 中 耕 二	総 務 部 長	永 橋 広 幸
事務局	議会事務局長	山 本 浩 義	書 記	野 津 博 美

付議審査事件

- 1) 令和8年6月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（大林隆昭君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年6月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時30分」開会）

委員長（大林隆昭君）なお、発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）おはようございます。

それでは、令和8年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます議案についてご説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

4ページ下段をご覧ください。

まずは、行政報告でございます。件数は全部で5件でございます。

1件目の令和7年度熊取町一般会計予算継続費繰越計算書につきましては、令和7年度熊取町一般会計予算の継続費年割額に係る経費の金額のうち、支出を終わらなかったものについて逡次繰越しをしましたので、地方自治法施行例第145条第1項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、総合体育館大規模改修事業で、事業進捗に伴い、年割額に執行残が生じたため繰り越すもので、逡次繰越額111万6,000円でございます。

2件目の令和7年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、令和7年度熊取町一般会計予算のうち、繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、地域振興券事業ほか11事業で、繰越額合計5億612万4,701円でございます。

3件目の熊取町土地開発公社の経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の

規定により、令和7事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和8事業年度熊取町土地開発公社予算について報告するものでございます。

4件目、5件目の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により2件の報告をするものでございます。

次に、上段の報告案件についてでございます。案件は1件です。

税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

2ページをご覧ください。

続きまして、予定議案について説明いたします。件数は全部で27件でございます。

1件目、2件目の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、令和8年12月31日付をもって2名の委員の任期が満了しますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。1人目は大野廣介氏、2人目は中 順子氏、2名の再任について意見を求めるものでございます。

3件目から3ページ、18件目の農業委員会委員の任命同意につきましては、令和8年7月19日付をもって16名の委員の任期が満了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。1人目は阪上計助氏、2人目は田中武司氏、3人目は田中長一氏、4人目は下中政美氏、5人目は鈴木隆夫氏、6人目は喜子敬一氏、7人目は奥野真一氏、8人目は義本芳男氏、9人目は中 伊佐男氏、10人目は藤原芳行氏、11人目は鈴木 純氏、12人目は道端栄一氏、13人目は大屋満喜氏、14人目は北本雄一氏、15人目は大林充憲氏、16人目は江川慶子氏、16名の任命について議会の同意を求めるものでございます。

3ページをご覧ください。

19件目の成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例が令和8年4月1日より施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例案を提出するものです。

次に、20件目の地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものです。

次に、21件目の行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行され、インターネットを利用する公示送達の方法が導入されたことにより、行政手続条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものです。

次に、22件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年度からの市町村事務処理標準システムへの移行による納期限と口座振替日を同日とする運用変更に伴い、第7期（12月分）の国民健康保険料が年内の収納となるよう納期限を変更するため、条例案を提出するものです。

次に、23件目の後期高齢者医療条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年度からの市町村事務処理標準システムへの移行による納期限と口座振替日を同日とする運用変更に伴い、第6期（12月分）の後期高齢者医療保険料が年内の収納となるよう納期限を変更するため、条例案を提出するものです。

次に、24件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年度からの市町村事

務処理標準システムへの移行に伴い、第6期（12月分）の介護保険料口座振替が年内の収納となるよう納期限を変更するため、並びに令和8年度の特例措置減免を実施するに当たり、システムでの一律対応が可能とされたことにより当該減免手続を不要とするため、条例案を提出するものです。

次に、25件目の環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入につきましては、環境センター専用公用車（ダンプ車両）を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、26件目の大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてにつきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、27件目、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてにつきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、令和8年6月熊取町議会定例会にご提案させていただきます議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（大林隆昭君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、日程表（案）のとおり、6月10日から6月25日までの16日間といたします。

本会議の開催については、6月10日、11日、12日及び25日の4日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を6月18日に、総務文教常任委員会を6月19日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、都市計画道路建設促進特別委員会を6月18日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会については6月18日に、議員全員協議会は6月19日に開催いたします。

以上のとおり、令和8年6月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、タブレットの資料のとおりであります。なお、この順番につきましては、6月2日の正午に通告を締め切った後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

日程第4 議案第27号 税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件、日程第5 議案第28号及び日程第6 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦についての件、日程第7 議案第30号から日程第22 議案第45号 農業委員会委員の任命同意についての件、以上19件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

続いて、日程第23 議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第24 議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第25 議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例の件、以上の3件は総務文教常任委員会に付託し、審議していただきます。

次に、日程第26 議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第27 議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件、日程第28 議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第29 議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入についての件、日程第30 議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての件、日程第31 議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件、日程第32 請願第1号 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願、以上の7件は事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和8年6月熊取町議会定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和8年6月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（大林隆昭君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきまして、5件提出されております。

二見裕子議員から、住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）、ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）、すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）、江川慶子議員から、日本国憲法を守り、戦争しない国づくりを求める意見書（案）、大阪空港、関西空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求める意見書（案）、以上5件でございます。

これらの意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回6月18日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和8年6月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（「10時46分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

大林隆昭

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和8年6月18日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	大林 隆 昭	副委員長	江 川 慶 子
	委員	多和本 英 一	委員	石 井 一 彰
	委員	二 見 裕 子	委員	河 合 弘 樹
	議長	文 野 慎 治		

欠席委員 なし

事務局 議会事務局長 山 本 浩 義 書 記 野 津 博 美

付議審査事件

- 1) 令和8年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（大林隆昭君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和8年6月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は理事者提出議案がございませんので、理事者の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（大林隆昭君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、常任委員会の開催についてを議題といたします。

本日6月18日付で、請願第1号 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の審議を行うため、タブレットの日程表のとおり、議会会議規則第64条の規定に基づき、事業厚生常任委員会委員長から事業厚生常任委員会の招集について通知がありました。

つきましては、6月24日に事業厚生常任委員会を開催いたします。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書案5件についてご意見をいただきます。

お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）について、大阪維新の会熊取を代表しまして、反対の立場で討論をいたします。

本意見書には、高齢者、子育て世帯への居住支援、見守りサービスの充実など、大阪維新の会熊取としても賛同できる内容は含まれております。

しかしながら、新たな住宅手当の制度の創設や家賃補助の拡大、住宅扶助基準額の引上げなど、恒常的な給付拡大を前提とした内容が中心となっております。

大阪維新の会熊取は、現役世代への重点投資や住宅供給の促進による市場機能の活用を重視して

おり、際限のない給付拡大には慎重な立場であります。住宅問題の解決は、補助金の拡大だけでなく、空き家活用や住宅供給の促進、規制緩和による住宅市場の活性化などを総合的に進めるべきであり、本意見書は財源確保や制度設計の討論が不十分であることから賛同できかねます。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、2件目のドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目のすべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書に対する修正、賛成案をさせていただきます。

私は、大阪維新の会熊取を代表し、本意見書については、一部修正がなされるのであれば賛成する立場から討論をいたします。

本意見書が指摘するように、家族の介護や療養支援、障がいのある家族の世話などを担うケアラーの負担は年々大きくなっております。特に、ヤングケアラー、ワーキングケアラー、ダブルケアラーなど、多様なケアラーが孤立や就労機会の喪失、精神的・経済的負担に直面していることは社会全体で取り組むべき課題であります。そのため、ケアラーへの理解促進、実態把握、相談支援、情報提供の充実などを進めることについては、私どもも大いに賛同するものであります。

一方、本意見書には、「地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること」との記載があります。しかしながら、大阪の維新の会は、新たな財政支出や恒常的な普及拡大を国に求める前に、まず既存制度の整理統合や行政の縦割りを解消する制度改革を優先すべきであると考えております。ケアラー支援の必要性は認めるものの、財源の裏づけや制度設計が十分に示されないまま新たな財政措置を求めることについては、慎重であるべきと考えます。

したがって、地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じることの項目を削除する修正を行うのであれば、本意見書は制度設計や支援体制の充実を求める内容として整理されることとなり、大阪維新の会熊取としても賛成することが可能であります。

よって、当該箇所を削除する修正が可決されることを前提として、本意見書に賛成するものであります。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）今、財源のところの部分をといるところがありましたけれども、ヤングケアラーにつきましては、法改正により支援が法的義務化されましたが、それ以外のワーキングケアラーやダブルケアラーなどを含むケアラー全体を対象とした包括的な法制度は、いまだ整備をされておられません。現状は自治体の取組に委ねられている状況であり、自治体間で差があるような状態でありま

す。

その上で、安定的な実施のためには、単なる努力義務や支援にとどまらず、国と自治体の役割分担を明確にし、それを支える財源を確保するための法制化が急務であるというふうに考えております。ケアラー支援を、一過性の事業ではなく、個人の尊厳を守るための持続かつ安定的な公的サービスとして定着させるためには、国による財源措置が不可欠な基盤であるというふうに考えておりますので、この3番目の項目、財源をというところをなくせば賛成というところには、ちょっと私たちとしても、このままいかせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、4件目の日本国憲法を守り、戦争しない国づくりを求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、日本国憲法を守り、戦争しない国づくりを求める意見書（案）について討論をいたします。

私は、大阪維新の会熊取を代表し、本意見書（案）に反対の立場から討論をいたします。

日本国憲法は、基本原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義は我が国の民主主義の根幹であり、その理念は今後も大切に守られるべきものであります。

しかしながら、本意見書は、現在の安全保障環境に対する客観的な分析を欠き、特定の政治的立場に基づく主張に終始していると言わざるを得ません。

今日の我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮によるミサイル開発、中国の軍事的台頭、ロシアによるウクライナ侵略など、戦後最も厳しい状況にあります。このような中で、国民の生命と財産、そして国家の主権を守るため、防衛力の強化を図ることは政府の当然の責務であります。

また、大阪維新の会は、現行憲法を時代に即して見直し、自衛隊の位置づけを明確にするなど、現実的な憲法改正を推進する立場であります。本意見書は、軍拡競争、憲法を踏みにじるなど一方的な表現を用い、現実の安全保障上の課題への視点を欠いていることから、賛同することはできません。よって、本意見書に反対といたします。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）この意見書につきまして、戦争しないという願いは私たちも全く同じであります。

しかし、現実には話合いの通じないような厳しい脅威も存在いたします。

国民の生命を守るための正当な自衛力の保持や日米同盟の役割を否定するものは、かえって国民を無防備な危険にさらすことになりかねません。憲法の平和主義を本当の意味で守り抜くためには、粘り強い対話と、それを支えるしっかりとした備えの両方が必要であると考えます。この両輪があってこそ、真の平和外交が進められると考えますので、この意見書には賛成をできかねます。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、5件目の大阪空港、関西空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）それでは、大阪空港、関西空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求める意見書（案）について、大阪維新の会熊取を代表し、本意見書（案）に反対の立場から討論をいたします。

本意見書は、大阪空港、関西空港及び堺泉北港を「特定利用空港・港湾」に指定しないことを求めるものであります。

しかしながら、国が進める特定利用空港・港湾制度は、有事のみを想定した軍事施設化ではなく、自衛隊及び海上保安庁の円滑な運用や大規模災害時の迅速な対応能力を確保するため、平時からインフラの機能維持、強化を図ることを目的としております。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害が想定される我が国において、空港や港湾は救援物資輸送や人命救助活動の重要な拠点となります。また、関西国際空港は国際物流、観光の玄関口であり、その機能強化は関西経済全体の発展にもつながるものであります。

本意見書では、戦争準備、攻撃対象となるなどの表現が用いられておりますが、制度の趣旨を正確に反映したものとは言えず、不安を過度にあおる内容となっております。

大阪維新の会は、国民の生命と財産を守るための安全保障体制の強化と、防災・減災の視点の観点から、インフラ強靱化を支持する立場であります。したがって、本意見書には反対いたします。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）この意見書ですけれども、特定利用空港・港湾の指定というところですが、これは平時から戦争準備の防衛政策に組み入れられるものというふうに書かれておりますが、この実態としましては、平時における自衛隊、海上保安庁の訓練や国民保護、災害救助を円滑に行うための管理者との事前調整というところであるというふうに考えております。

また、軍事演習により民間利用が制限されるというふうにも書かれておりますけれども、政府は指定後も民間の空港・港湾としての利用が優先されるというふうな原則を明確に示しております。

そして、指定に伴う予算措置で行われる港湾の増進や耐震化などの整備は、平時の経済活動を活性化させ、大規模災害の防災拠点としての機能を強化するもので、これは地域の安全性を含め、長期的な地域振興に大きく寄与する大きなメリットをもたらすというふうにお聞きしておりますので、この意見書については賛成できかねます。

以上です。

委員長（大林隆昭君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、令和8年6月定例会閉会から令和8年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和8年6月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、6月23日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

（「13時45分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

大林隆昭

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和8年6月19日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	二見 裕子	副委員 長	多和本 英一
	委員	長田 健太郎	委員	大林 隆昭
	委員	江川 慶子	委員	河合 弘樹
	議長	文野 慎治		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	教育 長	吉田 茂昭	総合政策部長	田中 耕二
	総合政策部	明松 大介	総務部長	永橋 広幸
	統括理事		企画財政経営課	竹田 陽介
	総務部理事	道端 秀明	課長	
	企画財政経営課	義本 正彦	広報・未来戦略課	大屋 真志
	参事		課長	
	総務課参事	瀬野 裕三	人事課 長	大神 輝光
事務局	議会事務局 長	山本 浩義	書記	野津 博美

付議審査事件

- 議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）なお、発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月11日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長（二見裕子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（二見裕子君）初めに、議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。よろしく願いいたします。

この条例については、第3条の第1項及び第2項のということで条例の追加ということなんですが、この変更に至った経緯と内容を教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）大屋広報・未来戦略課長。

広報・未来戦略課長（大屋真志君）府条例のほうの改正ですけれども、今回、本町の成長特区については、国際戦略総合特別区域の一部の地域ということで指定をされております。この成長特区の指定というのは、中核となる研究開発の機関があること、また町が府と同程度の課税特例措置を講じていること、この条例です。あと、おおむね1ヘクタール以上の一体の区域であることということが条件となっております。

こういった立地場所に着目した指定ということに限定されておりましたけれども、企業間の事業関連性にも着目した集積も支援すべきということで、具体的に言いますと、先ほど申しあげました要件のうち、税の特例措置を講じていれば、ほかの特区内の成長産業と同一の事業を実施していたり、共同研究を実施していたり、研究を受委託していたり、特許、発明などの特区内の事業実施に不可欠な設備、技術を有しているとか、そういった密接な関連を有する事業を行っておりましたら、特区の区域外であっても、市町村長からの申出に基づき、この当該区域を特区として指定することができると、拡充されたということになります。

ですので、具体的に一例を挙げますと、ほかの特区で事業をやっております、熊取町にそういう関連した事業が来る場合、特区外でも熊取町の京大以外の敷地でも特区として指定できると、そういったふうに拡充されているというものになっております。

ただ、この特区の指定については府の審議会のほうで審査されますので、事業の関連性等が認められましたら、京大の敷地外でも特区として指定できると、そういった改正になっております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ちょっと分かったような、分かっていないところもあるんですけども、町外の特区指定というのがちょっと。よその地域が特区を受けている部分でも、熊取町でも特区が受けられる、特区の同じような制度が受けられるということですか。

委員長（二見裕子君）大屋広報・未来戦略課長。

広報・未来戦略課長（大屋真志君）今、京大が特区指定を受けておりますけれども、他のところの特区内で事業をやっている、他の特区で指定されている成長産業が、例えば特区内で土地がないので熊取町に持ってきたいということであれば、その関連する事業であれば、京大の敷地外でも特区の指定を市町村長からの申出により指定することができると、そういったような拡充がこの第2項でなされているということでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）今、例えばということで、身近な部分で教えていただいたんですけども、ほかにそういったような部分は将来的にあるんでしょうか。

委員長（二見裕子君）大屋広報・未来戦略課長。

広報・未来戦略課長（大屋真志君）提案の際に説明させていただきましたが、今回、成長産業の分野が拡充されている改正、これは項の改正ではございません。こちらにはありませんけれども、カーボ

ンニュートラル分野であったりとか、イノベーションの創出に資する先進的な基盤技術というのが新たな成長産業分野として、府のほうで追加されております。これは当然まだ特区指定ございませんので、ほかのところでこういった事業で特区指定を受けて、カーボンニュートラルの事業に関連する事業をA市でやっていたけれども、関連する事業ということで熊取町でやりたいということであれば、熊取町がその部分だけ特区指定されるということは、今後あり得るかと考えております。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第46号 成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川委員。

委員（江川慶子君）恐れ入ります。この条例改正については、3つの条例に関連するんですけども、内容的にはご説明があったものかも分かりませんが、もう一度教えていただけますか。

委員長（二見裕子君）瀬野総務課参事。

総務課参事（瀬野裕三君）先ほど委員おっしゃられましたとおり、下水道事業の設置等に関する条例、監査委員条例、熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の3つの条例を整理条例として改正をさせていただいております。

こちらにつきましては、地方自治法で特定歳入という規定が追加されたことに伴いまして条ずれが発生したため、全てその条ずれの対応を行っているというようなものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）すみません、その特定歳入というのはどういうことなんでしょうか。

委員長（二見裕子君）瀬野総務課参事。

総務課参事（瀬野裕三君）特定歳入と申し上げますのは、地方税共同機構、いわゆるなじみのある表現でいいますとe L T A Xでございますが、こちらのほうでいろいろな種類の公金を取扱いができるような規定を自治法上に整備したというものでございます。直ちに行うというものではございませんが、自治法上であらゆる公金をe L T A Xを使って納付ができるような制度を改正がされたと。これに伴いまして、条ずれが生じたというような内容でございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）e L T A Xというのもちよっと聞き慣れない言葉なんですけれども、熊取町として、この条例改正によって影響はどのようなものになりますか。

委員長（二見裕子君）瀬野総務課参事。

総務課参事（瀬野裕三君）現在は、料の中で、いろいろ原課のほうで検討が進められているというふう

には聞いておりますが、直ちにこの改正をもって影響が出てくるというのは、現在のところはないです。これからシステムの標準化等々に伴いまして、これを導入していく、していかないというのを判断するタイミングがあるかというふうに聞いております。

以上です。

委員長（二見裕子君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第47号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）行政手続の一部を改正する条例ということで、デジタル社会形成基本法の改正によって、インターネットを利用する公示送達の方法が導入されるということなんですが、これはどのように行う予定でしょうか。

委員長（二見裕子君）瀬野総務課参事。

総務課参事（瀬野裕三君）インターネットによる公示送達でございますが、町のホームページを活用いたしまして、必要な事項を記載した書面をホームページ上で閲覧できるようにするというような形で行っております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）熊取町のホームページの中に閲覧するところをつくると。それは、今でしたら2週間ですね、掲示はね。同じように2週間で削除するというふうなことになるのでしょうか。

委員長（二見裕子君）瀬野総務課参事。

総務課参事（瀬野裕三君）委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。今も役場の入り口、郵便ポストの前辺りに掲示されていると思うんですが、3ページのところでですね。第15条第4項のところで5行目から6行目にかけて、「公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示し」というのが今やっているやり方で、「又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの」、今、説明があったホームページのことだと思うんですけども、「又は」というところは、これどちらかということですか。それとも両方ともということと解釈してよろしいのでしょうか。

委員長（二見裕子君）瀬野総務課参事。

総務課参事（瀬野裕三君）「又は」というところについては、どちらかという解釈でございます。本町では、インターネットによる不特定多数の者が閲覧できる状況に置く措置を取るというのは必須でございますので、インターネットは必ずすると。それと掲示場への掲示または事務所でいわゆるパソコン等の画面で見られるような形を取るというのは、どちらかをすればいいという形になってございます。掲示場のほうの掲示とインターネットという形で、今後、公示送達のほうは行うとい

うことで考えてございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）じゃ、両方するのではなくて、インターネットだけというふうにとったらよろしいんですか。

委員長（二見裕子君）瀬野総務課参事。

総務課参事（瀬野裕三君）説明不足で大変申し訳ございません。

今、委員がお示しいただきました上から2行目辺りから、行政手続法に規定する総務省令で定める方法で、こちらのほうがインターネットでございます。その文章は「ともに」となっておりますので、インターネットで掲示するとともに掲示場にも掲示する、またはインターネットに掲示するとともに画面上に表示する、どちらかの選択という形になりますので、本町ではインターネットに掲示するのと掲示場に掲示するのを両方するというような形の運用で考えております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。個人情報もありますので、2週間たったら、両方とも削除するということで。了解しました。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第48号 行政手続条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時15分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

二見裕子

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 令和8年6月18日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	田中圭介	副委員長	渡辺豊子
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	坂上昌史	委員	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総務部長	永橋広幸	総務部理事	道端秀明
	住民部長	巖根晃哉	健康福祉部長	石川節子
	健康福祉部理事	橘和彦	都市整備部長	山原栄次
	都市整備部理事	坂本佳弘	都市整備部理事	西村幸洋
	企画財政	竹田陽介	企画財政	義本正彦
	経営課長		経営課参事	
	デジタル			
	推進課長	浦添全弘	人事課長	大神輝光
	収納対策課長	降井広志	環境センター	藤原正
			所長	
	介護保険課長	松藤茂孝	保険年金課長	鎌苅香織
	下水道河川課長	北川政光		
	紹介議員	石井一彰	紹介議員	長田健太郎
	請願者	衣川幸一		
事務局	議会事務局長	山本浩義	書記	野津博美

付議審査事件

- 請願第1号 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願
- 議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入について
- 議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

委員長（田中圭介君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議いただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力よろしく願います。

ただいまの出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（田中圭介君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯

した後に発言していただきますようお願いいたします。

それではまず、付託審査事件の請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件を議題といたします。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、請願者が出席され、紹介議員も同席されております。

まず、請願者に請願の趣旨説明を行っていただきます。また、趣旨説明の時間は10分となっております。あちらのタイマーで残りの時間を表示します。10分経過時点で中止していただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、趣旨説明をお願いします。衣川請願者。

請願代表者（衣川幸一君）初めまして。私は、本件商業施設を所有する事業会社に勤務しておりますが、同時に、熊取町で暮らす一住民でもあります。本日は、私たち住民が直面している重大な問題についてお話しさせていただきます。

現在計画されている都市計画道路大阪岸和田南海線は、じゃんぼスクエア熊取の平面駐車場を縦断する計画となっております。この計画が実施されると、162台ある平面駐車場のうち約100台が失われるほか、国道170号線から施設へ出入りするお客様専用出入口2か所が使用できなくなります。

また、交通面におきましても懸念があります。現在の計画では、大阪岸和田南海線の整備により、熊取交差点及び熊取西交差点を起点とする渋滞緩和が期待されています。一方で、日根野方面から外環状線を利用して貝塚市三ツ松方面へ向かう車両については、岸和田南海線が片道2車線であるのに対し、外環状線は片道1車線のままであるため、交通工学的にも合流点がボトルネックとなり、新たな渋滞箇所が発生する可能性があります。

このような影響により、施設の利便性や安全性が大きく低下し、商業施設として営業継続が困難になる可能性が大いにあります。実際、施設内で営業する食品スーパー運営会社からは、道路工事の日程が確定した場合、撤退を検討する旨の書面通知を受けております。この問題は、一企業だけの問題ではありません。事業会社は、1984年開業の旧施設をキーテナントの倒産などを理由に、2013年春で閉店し、熊取町から撤退する予定でした。しかし、2012年秋、熊取町まちづくり課から、食品スーパーを含む商業施設がなくなれば、住民生活に重大な支障が生じる、町の中心部からにぎわいが失われる、また、2008年に貝塚市で閉店がありましたジャスコ貝塚店の後で発生していた買物難民問題に対しても、熊取町におきましては、そのような予算をつくることができないといった理由として、施設再建を何度も要請されました。そして、当時の熊取町長から直接、もう一度あの場所で熊取町民のために施設を再建してほしいと強い誘致要請を受け、施設の再建を決断しました。その後、熊取町との開発協議を重ね、施設配置、駐車場台数、出入口の場所などについて指導を受け、熊取町及び大阪府から正式な開発許可を受けて、2015年12月に現在の施設が開業となりました。現在この施設は年間で約175万人が利用されており、そのうちの約73%に当たる約128万人が熊取町の住民です。

また、食品スーパーは町内の食品需要の推定約20%を補っており、住民生活を支える重要な店舗となっています。さらに、施設で働く従業員約280名のうち、約70%の、人数にして200人余りが熊取町住民です。この施設は、税収、雇用、地域経済の面でも熊取町が期待した生活インフラ、地域利益の創出という役割を果たしていると考えています。

ところが、新施設開業から僅か3年後の2018年、岸和田土木事務所が都市計画道路が駐車場を縦断するために測量したいとの連絡がありました。調査した結果、この道路計画は1970年に都市計画決定され、2016年に事業化されていたことが分かりました。私たちは熊取町へ線形変更を要望しましたが、熊取町からは大阪府の事業であると、また、大阪府からは既に決定済みで、熊取町から要請を受けていないと十分な協議の場を設けていただくことはできませんでした。大阪府資料には、地元から早期開通要望ありとありますが、一方で住民からは、7年前に開催された説明会で振動や

騒音について質問したものの、今日まで具体的な回答がないという声も聞きました。

この経過を踏まえますと、この道路計画は住民や事業者との十分な合意形成や情報共有が図られてきたのか、大きな疑問を抱かざるを得ません。もし熊取町全世帯の約20%を支える食品スーパーがなくなれば、住民生活への影響は大きく、特に高齢化が進む中、買物弱者による買物難民の増加が懸念されます。また、熊取町の経済循環率が約42%と低水準であり、地域外への消費流出が問題となっています。仮に施設の売上げの約58%が町外へ流出することになれば、地域経済の縮小がさらに進む可能性があります。これは、「住むなら熊取」を掲げるまちづくりにも影響する問題ではないでしょうか。

私たちは、道路整備そのものに反対しているわけではございません。大阪岸和田南海線が交通、災害、安全の向上に重要な役割を果たすことは理解しています。特に南海トラフ地震に備えましても、広域緊急交通路の整備が重要であることにも異論がありません。

一方で、この施設は広い駐車場を有し、広域緊急交通路である外環状にも近接し、また、隣接して総合病院もあります。災害時には一時避難場所、車中泊スペース、救援物資の集積拠点、緊急車両の待機場所など、活用できる可能性が大いにあると考えています。つまり、この施設は平時には生活インフラ、災害時には防災拠点となり得る重要な場所です。

改めて申し上げます。私たちや署名いただいた皆様は、都市計画道路に反対しているわけではございません。

私たちが求めているのは、都市計画道路と外環状線との接合地点及び一部線形の変更、さらに外環状線4車線化との一体整備により、道路整備と商業施設の共存を図っていただくことです。道路は、地域交通と防災を支える重要なインフラです。そして、商業施設は、地域住民の日常生活を支える大切なインフラです。どちらか一方を失うものではなく、それら2つのインフラが両立した安全で安心できる魅力あるまちづくりを多くの住民が望み、熊取町に求めています。そのためにも、熊取町におかれましては、本請願の趣旨を理解いただき、8,461名、前回6,106名の民意を踏まえ、関係各課において現実的かつ柔軟な修正案をご検討いただき、大阪府へ都市計画道路の見直しと外環状線4車線化の一体整備について上申いただきますよう強くお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

委員長（田中圭介君）以上で請願者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願者及び紹介議員への質疑を行います。

質疑ありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきました。事前にその資料も頂いておりましたので、これまでの経過、そして請願者の思い、請願の趣旨といいますが、そういう点についてはおおむね理解してはいるんですが、ちょっと確認しておきたいんですけども、現在のじゃんぼスクエア熊取の建物、商業施設を開業したのが2015年ということなんですが、建設に1年ぐらいかかっているんですかね。だから、2015年のほぼ1年ぐらい前に商業施設を再開すべく建設を始めたと思うんですが、その建築の申請をする際に、その駐車場用地に都市計画道路が大きく引っかかるということは予測されたはずだと思うんですが、その辺についてはどういうお考えだったんでしょうか。

委員長（田中圭介君）衣川請願者。

請願代表者（衣川幸一君）まず、昭和59年に開設した旧店舗の開発時に、当時外環状線に対して出入口が2か所で計画されたことがあったんです。ただし、この2か所の出入口に関しましては、そのうちの1か所が行政のご指導により都市計画道路の出口に当たるということで、それを理由に開発指導があつて、結果1か所になったいきさつがありました。

しかし、今回の建設計画において、施設の配置や駐車場の位置、また紺屋北交差点や外環状線からの施設出入口について熊取町や大阪府と開発協議の結果、特にご指導を受けることなく、最終、大阪府から開発許可書にも、この都計道路について附帯条件は記載されてございませんでした。

また、他市でも、私たちのほうもほかで開発したりすることが会社としてございましたが、他市

で都市計画中の場所を開発すると申請した際に、許可条件として、計画決定後、都市計画の計画決定後はそれに従うといったような一筆を提出してきておりました。

それに対し、本件に関してはそのような附帯条件がついておりませんでしたので、まだまだ具体的な計画の進行は先のことだと捉えていました。

また、熊取町から強い誘致要請により施設を再開したいきさつ上、この施設が開店した翌年にこの都市計画道路の事業が決定されるということは、私たちには知る由はなく、附帯条件のない開発許可書を頂いた経緯からも、このように施設存続が困難になるような影響が生じるとはその当時考えておりませんでした。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）私の質問に対してはちょっと説明が不十分かなという気がするんですけども、現在の商業施設を建設した当時の都市計画道路の計画は、もう既に今の状態になっていたはずですよ。そこから大きく路線が変わったということはないと思うんですけども。だから、商業施設の建設の図面どおり建てれば、駐車場の用地に道路がかかってくるということは承知の上で建設されたと思うんですが、そこを確認したんで、それは承知の上で建設したという理解でよろしいですか。

委員長（田中圭介君）衣川請願者。

請願代表者（衣川幸一君）確かに、昭和45年から計画があったということに関しまして、会社のほうが熊取町ないし大阪府のほうに出した平面計画図面におきましては、その破線が駐車場の中を通っていたことは事実です。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかにありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません。請願者の方のご説明、趣旨等理解させていただいたんですけども、ちょっと何ていうかお聞きしたいことがあるんですが、今回、この岸南線につきましては、計画見直し、事業変更を2回行っているんですね、その都市計画道路に関してというので。それで、それがなぜ行われたかというところにつきましては、社会情勢とかそういったものを踏まえて、交通量とかそういったものの減少も勘案して見直しを行ったということで、平成27年に、その今あった、45年からあった都市計画道路岸南線につきましては、当初は立体交差やったんですけども、それが平成27年には、立体ではなくて、そういう交通量とか勘案して平面交差に、そしてその平面交差でも、また幅員につきましても、当初47メートルあったものが22メートルになってというところで、立体から平面になったというところの事業変更があったというところ、それにつきましては、やるというそのことにつきまして地元説明会やそして公聴会、そして図書の縦覧といった手続を取って、町役場でも説明会し、また府でも公聴会を取るという方向でやっておりまして、それがやりますというお知らせにつきましては、平成27年7月号の町広報にも掲載されておりました。

その後、その分につきましては、あと岸南線につきましては、また同じように平成29年なんですけど、外環の北部、以北の分、その分につきましては、交通量とかもあって、泉州山手線と1路線として交通処理ができるというところで、その分につきましては、外環状線の以北の路線については廃止するという見直しをするということで、事業計画が2回変更になったんですけども、それにつきましても、その変更するということにつきましては、また同じように地元説明会や公聴会が行われています。平成29年7月号の町広報でそういうことを行うというところの説明会を行うというところの広報がされていたんですが、ご案内がされているんですが、その説明会、公聴会に参加されたのか、出席されて意見陳述されたのか、その辺をちょっと教えてください。

委員長（田中圭介君）衣川請願者。

請願代表者（衣川幸一君）今、先生のほうからご質問ありました内容については、ほぼ2015年10月に、まず1回目の説明会があったのではないかなと思います。それ以降、地元説明会というのは延べで

3、4度あったと記憶しております。

ただし、その公聴会について、また説明会について、基本的にはいずれにしても参加のほうはしておりませんでした。と申しますよりも、そういった説明会等があることすら知る由がなく、結果的には参加できていなかったということです。

その件に関しまして、さっき申しましたように、2013年、4年頃、熊取町のまちづくり課から、旧の建物が、以前の建物が閉店するということに関しては、直接私が電話を受けて、その際に一度お話をしたいと、先店舗存続に関してお話をしたいというお話が直接連絡をいただきましたが、その件に関しまして、さっき申されていました説明会等については、基本的には何の連絡もなく、基本的には知ったのはこの問題が発生した後に、改めてこの説明会が2、3度あった、3、4度あったということを知りました。

その件に関して、熊取町の方のほうに、説明会に関して、なぜそういったことを教えていただけなかったんですかということをお話したことがあったんですが、それについては、広報等で平等に皆さんにお知らせしたというお話だけがありまして、逆に、施設がなくなるという際には直接のお電話をいただいたのに、なぜそのときには公正に公平にというふうなお話になったのかという分について、少し戸惑いを感じました。先ほどの先生のご質問に関しましては、その3、4度の説明会等には参加はできていませんでした。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の請願提出に当たって、8,000名以上の多くの署名が集まったということなんですが、その署名の数の多さ、半分ぐらいは熊取町住民ですかね、商業施設を残してほしいという願いは我々議員にも伝わっているんですけども、事業者側として、恐らく岸和田土木といろいろやり取りはしているかと思うんですけども、商業施設を存続するに当たって、その駐車場を、確かに100台分が削られてしまうというのは大きな痛手であろうと思いますが、その駐車場の問題に関して、線形変更の要請以外に選択肢はないというふうにお考えなのでしょうか。

委員長（田中圭介君）衣川請願者。

請願代表者（衣川幸一君）私どものほうは、先生がご質問なされました内容については、線形変更以外施設存続の方法がないかと考えております。

まず、その理由としましては、行政側、大阪府側からは、立体駐車場による代替案も示されてはおります。しかし、食品スーパーという業態につきましては、日常的な買物の利便性が極めて重要な業態であり、特に高齢者や子育て世帯は店舗入り口近くになるべく駐車したいという要望があり、また、買物カートをそのまま利用して店内にも入れる、また車のほうにも戻れると、そういうアクセスを強く望んでおります。

これは、日本スーパーマーケット協会のほうが作成しておりました、過去から作成しております資料におきましても、基本的に平面駐車場と立体駐車場、この2つに関しまして、お客様のほうのアンケートによりますと、その過半数がやはり平面駐車場がある大きなスーパーマーケットの施設を利用する傾向にあるというふうなことで、住民、利用者側におきましても、その需要を求めているというふうに考えております。

そのことにより、今現在大阪府下、大阪府ないしまた近畿圏内で160店舗、170店舗ほど運営、営業されているのが今のスーパーマーケットである万代なんです、それだけの店舗のほうを開発運営なされますと、いろんな結果、いろんなデータのほうを取っておられると思います。そういった中におきまして、食品スーパー運営会社からも、平面駐車場の大幅減少によっては、基本的に売上げのほうも3割から4割、すぐに3割から4割落ちるであろうというふうな過去の経験上の意見をおっしゃっておられました。そのことにより、結論的には事業継続は困難になると考えておられます。

また、立体駐車場という部分に関しましては、先ほど、この泉州エリアで大変大きな対応課題に

なっております南海トラフ地震のときにも、平面駐車場であった場合なら様々な活用の面からも、立体駐車場も、立体駐車場は耐震設計されていたとしても、駐車中の車の落下や柱やスロープの損傷などにより、安全確認、また修繕が終わるまで利用制限が長時間されることになります。ただ、平面駐車場というものは被害状況や目視確認をしやすく、また、いち早く車中泊避難を含む一時避難場所や救援物資の集積拠点並びに救援・緊急車両の活動拠点として利用することができる。そのことも理由として、平面駐車場があつた施設にとっては非常に大切なものだと考えております。

以上です。

委員長（田中圭介君）よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで議事の都合により、一時議事の進行を副委員長にお願いいたします。

副委員長（渡辺豊子君）委員長から指名がありましたので、一時副委員長の私が議事を進行いたします。

田中委員長。

委員（田中圭介君）すみません。ちょっと何点かお伺いしていきたいことがございます。

このタイミングで請願を提出された理由と、この計画は50年以上前から計画をされていたのですが、この請願事項の1点目及び2点目について、現実的に実現は可能だとお考えでしょうか。

副委員長（渡辺豊子君）すみません、衣川請願者、よろしいですか。

請願代表者（衣川幸一君）この請願内容に対しての最終的な技術判断等は、大阪府の所管だと考えております。本請願につきましては、住民生活の影響を踏まえ、代替案の検討を求めるものです。都市計画事業においては、社会状況の変化に応じた見直しや修正が、全国におきましてもたくさんの事例があることも事実です。そのようなことにおきまして、さっき趣旨説明等にもございましたが、そういったプランづくりににつきましては、熊取町のほうで検討、作成いただき、大阪府のほうへ上申していただきたいと考えております。

また、たまたまではあつたんですが、私たち、この活動するにおきまして、ホームページを実は作成して、住民の皆様方にお知らせをしておりました。たまたまそのホームページを閲覧いただいた大阪府下の議員の先生のほうからのご連絡の中で、来月初旬に国会議員の先生とご一緒に、国土交通省のご担当者でご面会させていただくことになっております。その場においても、改めて熊取町住民のためにも、またまちづくりのためにも、この都市計画道路と外環状線との接合地点及び一部線形変更と、外環状線4車線化の一体整備について必要な資料を持っていき、必要なご説明をさせていただきすることによって、田中先生がおっしゃってございました、できる、できないの話になると思うんですが、私たちのほうではそのことをいろんな角度、もちろんこの場でこうやってご発言させていただくことも大変重要なこと、ありがたいことだと思っておりますが、私たちのほうには8,461名の皆さんのほうが、道路計画を反対するのではなく、施設の存続も一緒にしてほしいんだというお言葉がある限り、思いがある限り、何らかの手だてで活動のほうを続けていき、最終的には皆様方、署名いただいた皆様方のお声に、民意に応えていきたいと考えて活動を今後もさせていただきます予定です。

以上です。

副委員長（渡辺豊子君）田中委員長。

委員（田中圭介君）分かりました。承知いたしました。

続きまして、請願の趣旨の中に、既に施設内の食料スーパーマーケット事業者からは、経営状況の大幅な悪化が予想されるため、計画どおり道路整備が進めば撤退の可能性も否定できないとの通知を受けていますとありますが、出店時に、契約時ですかね、出店の契約時に都市計画道路の計画に関しての説明はその業者のほうにはされたのでしょうか。

そしてまた、説明をされたのであれば、どのような感じの説明を出店者の方に説明されたのか教えてください。

副委員長（渡辺豊子君）衣川請願者。

請願代表者（衣川幸一君）まず、スーパーマーケットからの撤退意向の件に関しましてですが、昨年、2025年11月8日付で、この道路工事の日程が確定した場合、撤退を検討する旨の通知を書面で受けております。

さっきご質問ありました、この本件に関しての都市計画道路について、これが契約の中において相手方、うちから、私たちから言いましたら、テナント側にそのことを告知をされたのかということではありますが、先ほど申しましたように、熊取町や大阪府の開発協議における結果、開発許可書にそのような附帯条件がついてございませんでしたので、基本的に今営業を続けていただいている万代はじめ各テナント様のほうには、そのような都市計画道路の問題が将来発生しますよといったことは一切お話をしてはおりません。

以上です。

副委員長（渡辺豊子君）田中委員長。

委員（田中圭介君）分かりました。

先ほど、坂上巳生男委員からも説明があったと思うんですが、やはり道路が来ますというようなところは明記をされていたと思うんですが、さっきの附帯条件がついていなかったから説明をしていなかったというところで、今現在、着々と工事が進んできて、その関係者からは、やはりそういうような説明は再度いたしましたか、聞かせてください。改めてしたのか、説明を。テナントのほうに、都市計画道路が来るというのはいつ頃説明をされたんですかね。

副委員長（渡辺豊子君）衣川請願者。

請願代表者（衣川幸一君）この問題が発生してからということですね。はい。この問題を一番最初に聞かせていただいたのは、2015年の店舗開店以降、2018年頃だったと思います。ただし、そのときに当時ありました担当者のほうの話では、岸和田土木のほうにいつ頃、どういう形でいろんな質問をなされた、したそうですが、まるっきり今は何も決まっていませんというようなことで、一体何の説明があったのかというふうな趣旨の分からないような面会だったと聞いております。その翌年に、改めて岸和田土木のほうが当社のほうを訪ねてこられて、次来られた際には測量させてほしいんだというふうな、何か順番のないようなお話があったということを踏まえて、うちのほうで岸和田土木のほうといろいろとお話をした結果、この件を万代、またそのほかのテナントにこういう問題が発生していますというお話をさせていただきましたのは、今から遡ること3年、4年ぐらい前にご連絡をさせていただいた、特にスーパーマーケットが核テナントであるあそこの施設の状況から、万代には3、4年前にお話をさせていただいたという次第です。

以上です。

副委員長（渡辺豊子君）田中委員長。

委員（田中圭介君）分かりました。ありがとうございます。

あともう2点ほどあるんで、お答えのほうお願いいたします。

提出されたとおり請願の採択されたとして、請願の事項の3点目、大阪府議会への見直しを求めることを請願されておりますが、地方自治法第125条により、府議会へ求めることはちょっと法的に想定をされていないんですが、その点はどのようにお考えされていますか。

副委員長（渡辺豊子君）衣川請願者。

請願代表者（衣川幸一君）請願内容、請願の趣旨にあります3番目、大阪府会議員、大阪府議会のほうへという分については、様々なアドバイスがあって、その書き足をさせていただきました。

以上です。

副委員長（渡辺豊子君）田中委員長。

委員（田中圭介君）基本的に議会から議会へというよりかは、議会から執行機関へ請願を提出するというのが一応ルールになっておりますので、この3番目がちょっと厳しい、ちょっと無理なことなのかなと。提出するのであれば、熊取町、それで執行部の大阪府にというふうなことでないと、熊取

町議会から大阪府議会に提出とするのはすごい困難なことと思うので、今質問をさせていただいたんですけど、衣川さんの中では、どこに、府議会が駄目だったらどの方向に提出というか、話を持っていっていただきたいという考えがあるか教えてください。

副委員長（渡辺豊子君）衣川請願者。

請願代表者（衣川幸一君）趣旨説明の中等にもちょっとお話しさせていただいたことあるんですが、まず、この問題が一番最初、初めて知って、熊取町に来た際に、熊取町のほうがおっしゃるのは、この道路に関しては全て大阪府の管轄だから大阪府へ行ってください。大阪府へ行って、私たちが話するんですかってお話ししても、この道路自体の事業主体者というのは大阪府だから、基本的には大阪府へ行って話をしてくださいということで、その後、大阪府、岸和田土木に行ってみました。そうしますと、岸和田土木の回答としましては、そういう話はまるっきり熊取町から聞いていない。また、熊取町からそういった要望も連絡ありません。だから、熊取町へもう一度行って話をしてくてください。また、熊取町に戻ってきて、こういうふうには大阪府がおっしゃってましたということで、熊取町から何とかというお話をしましたら、また同じ答えです。大阪府へ行って話をしてくてください。

もちろん、こういった行政間、行政との交渉のやり取りが今まで過去あったわけですが、逆にその当時、今確かに田中先生がおっしゃいましたように、大阪府議会に持っていくお話しじゃないんじゃないんですかという部分については、後々いろいろと調査、勉強というんですかね、教えていただいた内容の中では、府議会ではないんだということとはよく分かりましたが、ただ、さっき先生のほうがおっしゃいましたように、熊取町から大阪府へというふうなお話が先ほどなされたかと思いますが、当時の熊取町のお話は、全てそれは大阪府へ、大阪府へ行って話をしていってくださいと。基本的には、そういった面に関しましても、熊取町におけるそういったご指導というのが私たちにはよく分からない内容でありました。

また、今回の趣旨説明の3番目項目に関しましても、一応いろいろとかねてから町長のほうともご相談をさせていただいていた経緯の中で、一応こういった請願活動に対する署名活動をさせていただく予定ですよというふうなことをあらかじめお話をさせていただきながらした結果、いろんなアドバイスをいただいてそのような内容になっています。

以上です。

副委員長（渡辺豊子君）田中委員長。

委員（田中圭介君）そしたら、熊取町にも何度かご相談を行かれて、またそして、岸和田土木のほうにもご相談に行かれたというところで、以前お話の中で一回お聞かせをいただいたときに、藤原町長と岸和田土木のほうと一緒に同行されたという話を聞かせていただきましたが、その際の内容です、あと、熊取町長と何回岸和田土木に行って、こういう話をして、岸和田土木からこういう答えをもらったんだということを教えていただけたらありがたいんですが、その辺、答えられる範囲でよろしくをお願いします。

副委員長（渡辺豊子君）衣川請願者、お願いします。

請願代表者（衣川幸一君）当初、この問題が住民にとって大変大きな問題であるという思いを持って、藤原町長に面会をお願いしました。すると、町長のほうとしては、それはやっぱり問題だと。以前、前町長であった中西町長の時代にいろいろこういう流れがあったのかもしれないんだけど、事業者である会社のほうと熊取町、また大阪府のほうで、ある部分解決したことだったのかもしれないというふうに思っていたんだと。だけど、これは非常に大きな問題だということで、町長のほうも、何とか住民も、もちろん道路のことも必要なことだとおっしゃっておられました。

ただし、住民の生活に関しましても、その部分を守るなら何とかできないかということで、町長のほうのいろいろとご尽力いただいて、岸和田土木の所長様と所長様ほか、当時でいいましたら、20人ぐらい向こうの方が出られていたと思います。そういった前でお話しする機会をいただきました。

その中で、私たちのほうがどういったことを希望、要望しているのかという部分を、できれば口頭ではなくて、図面か何か示せるものがあつたほうがいいよなという話になって、私のほうで当時少しラフな絵を描いていたわけですが、それを道路土木の設計の先生に依頼をして、おおよそ、もちろん測量とかそういったことができないわけですから、おおよそこういうふうな内容であれば、上からの平面図を見ながら、こういうふうなライン取りだったらいけるんじゃないだろうかというふうなことを想定していただきながら、その提案図面というのを作成して、その際にお持ちしました。そうして、町長のほうから、どういうふうにこちらのほうとして考えているんだということを説明してほしいんだということでしたので、このように考えています、その理由としては、熊取町に3つしかないスーパーマーケット、その中でその3つの店舗、スーパーマーケットの中で、その3つの店舗の売上構成比を考えましたら、約60%から70%を占めています万代がなくなるということになれば、かなり町、熊取町の町として、住民として大変大きな問題になるということもつけ添えて、何とか線形変更をしていただけないでしょうかというお話をしました。

そうしたところ、結局いろんなお話し合いがあつたわけですが、最終的に大阪府、岸田土木の所長のほうからは、線形変更はできませんとすばとお話をなされました。そのときに町長のほうもおっしゃっていただいたのは、口頭だけで駄目駄目というのは、話ちょっと違うんじゃないかと。事業者側はいろんな少ない情報を基に図面作成をして、こういう図面でどうですかというふうなお話があるんだと。なのに、大阪府、岸和田土木の回答は、ただ口頭で駄目駄目というふうなお話をするんじゃないくて、実質熊取町としても施設を存続させるためにも、逆に大阪府のほうとしてきちんとした図面、そういったものに対する提案というのはまるっきりないのかというふうにおっしゃっていただきました。隣におりまして、大変力強いお言葉だったと私はまだまだ鮮明に印象として頭の中に残っています。

そういったことを踏まえて、その言葉が最終、岸和田土木との協議の最後の締めだったように思います。余談ですが、結局その図面が提示されましたのは、そうやって藤原町長のほうが一生懸命そうやってお話しいただいた後、かなりの日数、1年かそれぐらいたった後によくこんなんどうですかというふうな話が上がってきたというふうなことは、ちょっと申し訳ないんですが、つけ添えさせていただきますが、そのようにして率先して岸和田土木と一緒に行っていただきました。回数としましては、2度ぐらいだったんじゃないかなと、ちょっと今この場でなんですが、いろいろと自分で置いていますスケジュールメモを見ればはつきりしたことは分かりますが、1、2度一緒に行っていただいたと記憶しています。

以上です。

副委員長（渡辺豊子君）田中委員長。

委員（田中圭介君）その1、2回か3回ぐらいというのは、いつぐらいに岸和田土木のほうに同行をしたんですか。教えてください。

副委員長（渡辺豊子君）衣川請願者、どうぞ。

請願代表者（衣川幸一君）すみません、きちんとしたメモ、メモというんですか、私の営業日報というやつなんですが、その部分をちょっと今日は持参、申し訳ないんですがしてなくて、一番最初に行かせていただいたのは2023年2月9日に、町長とほか大阪府会議員の当時松浪先生にご同行いただいて、大阪府の岸和田土木のほうに訪問させていただきました。

副委員長（渡辺豊子君）田中委員長、よろしいですか。

委員（田中圭介君）はい。

副委員長（渡辺豊子君）それでは、ここ以後の議事の進行は委員長をお願いいたします。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、請願者及び紹介議員への質疑を終わります。

ここで、請願者及び紹介議員については退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

(衣川幸一君、長田健太郎君退席)

なお、本請願の審査に当たりましては、町長ほか関係職員の出席を求めていますので、町職員の説明員が入室するため、11時まで休憩いたします。

(「10時48分」から「11時00分」まで休憩)

委員長（田中圭介君）休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は、請願第1号の審査のため、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

発言される方は、挙手の上、指名された後、起立をし、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

続いて、町長ほか関係職員に出席いただきましたので、引き続き、請願第1号 主要地方道大阪和泉泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、今回の請願は主にこの岸南線についての線形変更についての内容になるかと思うんですが、理事者の皆様、ご出席、今していただいています。4人の理事者の皆様にお尋ねいたします。請願にある都市計画道路の線形変更について可能と考えるかどうか教えてください。

委員長（田中圭介君）南副町長。

副町長（南 和仁君）それでは、私のほうから、まず岸南線に係りますこれまでの経過と現時点での本町の基本的な姿勢について、少しご答弁申し上げたいと思っております。

大阪岸和田南海線、いわゆる岸南線の整備につきましては、委員の皆様方も十分ご承知だと思いますけれども、大阪府に対しまして事業の早期の事業着手と早期の完成に向けての取組について、これまで粘り強く毎年度、大阪府の予算要望時や町村長会を通じて、あらゆる場面で議員の皆様方のご協力も得ながら要望等をしてきたところでございます。本年度、令和8年度の府の予算につきましても同様に要望をしております、予算の計上、予算の確保をしていただいております。

本町といたしましては、岸南の早期の完成と国道170号線、外環状線の早期の着手について、今後とも大阪府のほうに強く要望をしていきたいというように考えております。

今回の線形の見直し、線形変更ではございますが、現在、実際に事業が推進されてございます。この線形変更がどのような形で、どの範囲で、そしてどの程度影響を及ぼすかというのは、基本的に本町が実施主体ではございませんし、かつこれまで詳細に検証してきた経過もございません。したがって、渡辺委員がご質問されています明確なご答弁とはならないかも分かりませんが、本町の現在置かれております立場と事業主体が大阪府であるということを十分にご理解いただきたいというように考えております。

以上でございます。

委員長（田中圭介君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）私どもの意見というか考えとしましては、今現在、令和12年概成という目標に向けて大阪府の事業の推進を願っているということでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）私のほうからも繰り返しになりますけれども、これまでの計画どおり令和12年の概成を目標に要望していく、してもらおうということで同じ考えでございます。

以上でございます。

委員長（田中圭介君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）これまでも議会の皆さん方と両輪として町政運営を進めてきたわけでありまして、大阪府が提示されています令和12年の概成に向けて、これまでも努力をしてまいりましたし、これからも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）皆さんの答えを聞かせていただくと、やっぱり線形変更は想定していないというところかなというところを理解させていただきます。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）今、渡辺委員から質問がありました。これ本当は線形変更は考えていないという回答でということでしょうか。それでよろしいんですかね。

今回、請願者の趣旨説明でもございましたが、先ほど副町長からも熊取町が実施主体ではないというような答弁をいただきました。ただ、そういうことであるから、請願者が最初、熊取町に提案、お願いに来られた際に、大阪府へというような回答をされたんだと思います。

ただ、私ども岸和田土木の方とお話をさせていただいたら、実施主体は確かに大阪府ではあるんですが、熊取町から何ら要望がないから検討さえしていないということでもあります。だから、熊取町に最初相談に行かれた際に、熊取町関係ないから大阪府へと言われたんですが、その際に熊取町として論理的な線形変更が不可であるならば、不可である論理的な説明をなぜされなかったのか非常に疑問なんですけれど、それについてお答えいただけますでしょうか。

委員長（田中圭介君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）ちょっと答えが繰り返しになるかもしれませんが、基本的に線形変更ができるかできないか、それについて判断するのは大阪府になってくるかと思います。我々は、現計画の推進を願っているということで、我々から線形変更を求めるものではないというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）石井委員。

委員（石井一彰君）その願っているのは分かるんですが、岸和田土木の回答のように熊取町から線形変更という要望がなければ検討をしないと言われているので、岸和田土木に言っても意味がないですよと、熊取町として線形変更をする気はないのかというような回答がなぜできなかったのかというふうに私は今問うているんですけれども。

委員長（田中圭介君）南副町長。

副町長（南 和仁君）この事業につきましては、実施主体が大阪府ということで、線形変更等につきましては、当然それに従っていくとか主体性は大阪府にあるということでございまして、ご意見、ご要望があれば、いわゆる実現可能性を考えた場合はまずは大阪府のほうにお話を持っていただいて、ご相談していただくのがまずは先の順番としてはそうなるというふうに考えております。

以上です。

委員長（田中圭介君）石井委員、よろしいですか。石井委員。

委員（石井一彰君）そうなんですけれど、その実現可能性を請願者は問うているわけであって、皆さんそれに対してはプロでおありなわけですから、実現可能性がないのであるならば、大阪府やとか熊取町やとたらい回しにせずに、実現可能性がないということをなぜ明確に要望者に回答してあげなかったのかということなんですけれどね。

委員長（田中圭介君）南副町長。

副町長（南 和仁君）実現可能性があるのか、ないのか、ゼロか百かというのを答える、判断する立場にはございません。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑ありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）請願者の熱い思い、かなり準備をされていろいろ過去の前からの経過を調べられて、それぞれその請願に当たって各会派、各議員のところに本当に時間を費やして一生懸命、このことがそのまま通ってしまえば、府の事業であったとしても、そのことによって熊取町の住民の方のそれぞれの日常生活パターンの大事な拠点であるスーパーであったり、あるいは道路状況もずっと日々そこで生活しているわけですから、そういった問題をやはり真剣に捉えて請願に至ったというふうに思っているんです。

請願者が降壇された後、休憩を挟んで、これは熊取町のやはり事業になりますから、そういう意味で、今個々数名の議員がその現実を聞いていただいた上で、さあどうしますかということのこれからの時間だったというふうに休憩中思っていたんですけども、副町長のご答弁は、まるで朝からの議論がさもなくばなかつたような形でスルーされているなというふうに思われて仕方ないんです。やはり熊取町から声を上げなくては、個々の方が土木や府民センターへ行ったり、大阪府へ行ったりというルートはないわけですから、そういう意味で、我々この議会があるわけです。議員がおるわけです。皆さん方の仕事があるわけですね。

そういったことをやはり受け止めて、日常の外環の渋滞であったり、そういった部分、あるいは道路の設計の変更とかがあるならば、影響を最小限に抑えて、その際もっと便利なものにしていくというようなことをつくっていくのは、やはり皆さん方がいかにいろんな方の意見を聞いて、実現可能性を探っていくか。当然執行機関ですから、図面引いただけではあれで、やはりそのための予算であったり、町自主財源足りません、分かっています、そういったことを関係、府やそういうところへ、国に要望する中で実現を図っていくという姿勢が、この休憩再開した後の副町長の答弁では、全くその当事者としての責任放棄と言わざるを得ないと思うんですよね。そういった意味で、せっかくこういう場でこの問題に限って議会が今再開しているわけですから、そういう声に寄り添って、どうまとめていくのかという観点でご答弁、再答弁求めたいと思います。

委員長（田中圭介君）南副町長。

副町長（南 和仁君）私としてはもうこの岸南の事業というのは、本町の事業であるという認識の下、取り組んでいるところでございます。文野委員がおっしゃったように、これまで請願者の方々がいろんな場面で、いろんな協議を重ねてきたというの、先ほどの請願者の方々の趣旨等から当然お聞きしていますので、また実際にも存じております。また、今回の署名、多数の方々が署名されているというところで、本当に真摯に受け止めているところでございます。

岸南線につきましては、少しあれなんですけれども、皆様方ご存じだとは思いますが、大阪府の原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画においては、いわゆるまちづくりといえ、防災面から非常に重要な路線であるというように位置づけられてございます。また、それに接続する外環状線につきましても、広域緊急交通路として位置づけられておりまして、緊急時における輸送路としても重要な役割を担っているというところでございます。

岸南線が接続する外環状線の4車線化というのも本町にとってはまちづくりの中では非常に大きな事業でございまして、これも私ごとには捉えて事業を推進していただきたいというように考えているところでございまして、私の先ほどの発言が少し誤解を与えたのかも分かりませんが、決してそうではないというところを十分にご理解いただきたいと思います。その中で、先ほど担当の部長、理事のほうから申し上げたように、やはり早期の完成を目指して、そして次の国道170号線の外環の4車線化につなげていきたいというのが私どもの思いでございますので、その点、十分にご理解いただきたいと思います。以上です。

以上です。

委員長（田中圭介君）文野委員。

委員（文野慎治君）再答弁ということで、冒頭よりはちょっと丁寧に言われたかなと思うんですけれど

も、しかし、今おっしゃったように生活道路でずっと渋滞が続いていて、町長の立候補に当たっての公約であったって、我々議員もそれぞれこの町議会に立候補させていただくことに当たっては、どの住民に聞いてもこの道路の渋滞ということはもう真っ先に出てきますから、それを何とか解決するというのが大きな使命なんですよ。

それは町道ではないから、どうしても岸和田土木、大阪府ということが入ってくるんだけど、そのことは今質問があったからどうこうということではなくて、日々、町長、何期やられているのかもあれですけども、もうそういうのを肩にしょって府へ行ったり、岸和田土木へ行ったり、また熊取町の担当課の方は足しげく、やはり状況を府へ届けるんだ、国へ届けるんだと、こういうような形で、それぞれのこの人に頼んでとかいろいろ政治家いらっしゃいますから、そういう意味合いの中でやってきたことが、今どの、頂上、山登りでいえばどこまで来てるのか、何合目まで来てるのかということが、そのときそのときでちょっとずつ進んでいるなということを、我々議員としても、ああ、ちょっとここまで府の言い方変わってきたなとか、そういったことがこの間あればまだあれなんですけれども、そういったことがない中で、今の今日の発言は、いささかそれが本音かと思ったら、何か今までの頑張ってくれてんやろうなという思いがちょっと飛んでしまったのが残念だったんです。

ちょっと訂正をされましたけれども、やはり町民の皆さん方は日々、私もニュータウンに住んでいますから、議会へ出てくるとき、町役場へ出てくるときに外環回ろうか旧回ろうかと考えるんですよ。この前はすいていたから外環で行こうと、新しいほうの、ところがニュータウン曲がるところから渋滞しているというような状態だったり、そういうことが皆、生活の中で経験上工夫しながら、この与えられた住環境の中でお仕事なり、日常生活なり、子育てなり、皆さんそれぞれやってはるわけです。

我々、議員と行政の関係でいえば、そのときそのときのこうやって議会をやっているわけですから、状況で、そりやすぐに解決できる問題と、予算を立てて。もう外環なんて私、議員を始めたときからずっと同じ状況ですよ。答弁もしゃべる方が変わっているだけで、大阪府に言うてます、理解してもらっています、そういうことの繰り返しなんですよ。だから、それをもう何度も何度もはやめて、もっと実現、こうすればいいんだ、これに絞ってやろうというような提案を我々も議員として聞いてみたい。日々生活している人は、それぞれの毎日の判断で道路の選択をしているわけですよ。行政の方の時間の経過の価値観というのが住民生活と物すごくバランスが崩れています。

これは、ほかの制度を、こういう新しい喜んでいただける制度ができましたよということは、どんどん先行していただいている分もあります。しかし、やっぱりこれが国や府やいうのがあるから言い訳にできるんですけれども、しかし地元の自治体として、もっと汗をかく、知恵を絞る、違うパターンでアタックする、そういうようなことをやはり議会にも示してほしいし、我々も提案させてもらいますよ。ですから、そういうことを住民の皆さん方に分かっていたかのような、そのときそのときの答弁ではなくて、一貫してやってるんやな、職員の人異動したけれど、あの部長もう退職やったけれど、次の人も含めてそれがつながっているなという継続性をやはりこの際見せていくような体制を、町長を先頭にしてつくってほしいなというふうに思っています。ハッパかけてるばかりではなくて、議員もやはりそれに協力してやっていくという思いでみんなやっているんですよ。

ですから、そういったことをぜひ酌んでいただいて、今日の請願者、もう本当に、これはスーパーが撤退する業者の関係者ということではなくて、今日もおっしゃったように熊取町住民なんですよ。ですから、そういった意味で日々の買物のところがなくなってしまう可能性もある、順番間違ったらそうなると思うんですよ。それをやはり避けるためにも、もっと町の皆さん方の組織を挙げて、知恵を絞っていただいて、計画を大胆に見直していくということも勇気要ることかも知れませんが、それは皆さん方の仕事ですから、そういったことをまた議会にも相談をいただいて、協力できて、それが正しいと思ったら議会もまとまって、そういう予算は通すと思いますので、そのことをよろしく願いたいと思います。長くなってすみません。

委員長（田中圭介君）石井委員。

委員（石井一彰君）すみません、先ほど請願者の方が、以前、町長に1、2度同行していただいて要望を申し伝えたというふうにありました。町長に問います。そのときのお気持ちと今、考え方は変わっておられるのでしょうか。

委員長（田中圭介君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）困ってはる業者のそういう思いを岸和田土木の所長以下、皆さんに伝えさせてもらう、それが大きな一つの仕事であったかなというふうに思います。片や熊取町長として皆さん方からいただいております外環状線の早期4車線化、それに伴う岸和田南海線の令和12年の概成、これのはざまでいるということは間違いありません。

以上です。

委員長（田中圭介君）よろしいですか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいまの町長のお答えに関してなんですが、岸和田土木事務所に今回の請願者、衣川さんですかね、その方と同行して岸和田土木に行かれたと思うんですけども、その際の町長の立ち位置というのは、それはどういう立場で行かれたのか。ちょっとそこは釈然としないんですね。それはその当時のいつの時点だったのかはちょっとはつきりしませんが、町の職員とちゃんと意思疎通をした上での行動だったのか、それは町長の個人的な行動だったのか、それはどうなんでしょうか。

委員長（田中圭介君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）個人である以上に町長であるし、町長である以上に個人でもありますというふうなことをお伝えさせてもらうんですけども、そこにはいろんな問題が出てきた中で、今、坂上委員から言われたように、その辺は個人的な分が強かったかなというふうには思う次第です。現状、どういうふうなことになるのか、それぞれの考えなり、意見なりをそこで確認をできればというふうなこともありまして、その場所に行かせていただいたというのが思いです。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしましたら、岸和田土木に請願者と同行して行ったその際には、線形変更の要望について町長自身はぜひそれをやってほしいというふうな、そういうお気持ちにはまだないなかったというふうに理解してよろしいですか。

委員長（田中圭介君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）お互いの思いをどこかで解消できるものがあるかないか、それを考えていく中での面談だったかなというふうに思っております。線形変更というところまでは至らなかったというのは事実です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）町議会ではいろんな請願を受けているわけなんですけど、私も今年で議員活動28年目に入っておりますが、長い経験の中で今回ほど重い請願はないかなと感じているんですけど、先ほどの請願者の話にもありましたし、これまでの質疑応答の中でも、結局、大阪府側は熊取町からの正式な要望はないと、そういうふうにおっしゃっているわけですね。熊取町側から線形変更してくれというふうな要望は上がってないと、一事業者、地権者からはそういう要望活動は受けているけれども、熊取町としての正式な要望は受けていないと。

請願者は熊取町の窓口に行くと、それは大阪府のことだから大阪府に行ってくれという話になって、請願者は非常に困っているということなんですが、先日、議員の勉強会の中で、岸和田土木の職員に出向いていただいて、都市計画道路の事業変更、線形変更はどういった理由のときに可能なのかという質問に対して、こういうふうにご回答されます。これは文章回答なんですけど、都市計画の決定権者、事業施行者として現計画案が適切と考えていますが、都市計画の基礎自治体である熊取町から個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の将来像を踏まえ、都

市全体あるいは影響する地域全体として検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で線形変更が必要であると認める場合は、都市計画法第15条の2に基づき都市計画の変更を申し出ることは可能ですと。

非常にある意味ちょっと抽象的な表現ではありますが、熊取町のまちづくりの観点から大きな観点で、その必要性の変更理由を明らかにした上で変更してくださいというふうに熊取町から申出があれば、検討しますよというふうに言うてるわけですね。この際には、町の職員もおられましたから、こういったことの説明はあったということをご承知だと思うんですけども、今回、仮にもしこの請願が可決された場合には、このような都市計画変更の申出をすることになるというふうに考えてよろしいんですか。

委員長（田中圭介君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）今のご質問ですけれども、まず、まちづくりをするにおいては、今ある都市計画道路、いろんな都市計画施設を含めてですけれども、当然その障害とならないように、それを避けて計画するのがまちづくりの基本だと思います。特に、今回の道路について申し上げますと、用地買収、工事着手している都市計画道路、要するに事業が始まっておりますので、それはなおさらのことかなと。そういった中で、今、大阪府からの回答にあった、例えば個別の箇所や区間とかではなしに、都市の将来像とか地域全体とかいうことであれば、そういう検討は、今町の中として都市計画道路があるんで予定されていません。もっと言えば、その道路の線形を変更するためにまちづくりをするものではないのかなと思いますので、今、申出するそういうところの理由は見当たらないと考えております。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいまのご説明では、請願が仮に可決されたとしても熊取町から大阪府に計画変更を申し出ることは、まずあり得ないということになるんですかね。

委員長（田中圭介君）南副町長。

副町長（南 和仁君）今回、この請願が提出されてご可決された場合の熊取町の今後取るべき行動ということではございますが、当然、議会の議決、可決というのは私どもにとっても非常に重いものでございます。当然のことながら真摯に受け止め、その後のやっぱり行動を見極めていかなければならないというのが、私たちのずっとこれからも今までもそうでした、これからもそうでございます。

ただ、今回の線形変更につきましては、今現在、事業も推進中でございます。当然のことながら先ほども少し申し上げましたが、この線形変更によってどんな形でどれだけの範囲で、どれだけの程度、その中にはもう線形変更することによって一旦つくった人生設計をも変えてしまわないかなというような方々も中にはおられる可能性も排除できないと思います。そういったところを、全てあらゆる面もやっぱり検証していく必要があるだろうとは思いますが、しつこいしまして、今ここで議会の議決を得たら、熊取町は議会と一緒に大阪府に申し出るのかというのは、ちょっと今この段階では答えを持ち得ていないというところだけご理解賜りたいなと思っております。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員はもうよろしいですか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今の副町長のご答弁にちょっと関連してくるわけなんですけれども、先ほどちょっとその答弁、後でひっつけていきますけれども、先ほど衣川さん、請願者が来られたときに、町長といろいろ相談したと、今回のこの線形移動につきまして、熊取町で営業してくる中でこのスーパーの継続につきまして、町長に相談していく中で、ことを交わしていったという中で、この線形変更をするためには町長からいろんなアドバイスをいただいた中で、今回もこの請願に至ったことにつきましては町長からアドバイスをいただいて、こういう形になったということをお答えはしました、ですね。

ですので、町長がアドバイスして今回、衣川さんは本当にたくさんの方に署名をしていただいて、

汗をかいて、請願という形でこの議会に上げてきたわけなんですけれども、この請願、今お話、副町長も言われましたように、町長はそうにアドバイスしたわけなんです、私達も勉強させていただきました。その中で、この岸南線につきましてのこの都市計画道路というものは、そうそう変更できないというところで、幾ら町議会が請願し、採択したとしても、この分については都市の将来像を踏まえ都市全体をどうしていくのかということを検討した上で、町として都市計画法第15条の2に基づいて申し出ることができるということになっておりまして、それを変更を望むであるならば、議会の採択どうこうではなくて、計画を見直さないとそれはできないんだということを私達勉強させていただきました。

ですので、幾らこの請願が、本当に汗かいてくださった本当に労力された、本当に大変な思いでやってくださった請願なんです、この都市計画変更につきましては、それではないんだということを町長とすれば、その請願者に本当に寄り添うのであるならば、そういった町議会に請願を出したらいいというそういうアドバイスではなくて、町としてはその事業者が継続できるように、万代が事業が継続できるように、しっかりとその代替措置について、また営業継続できるようにしっかり町とすればアドバイスする、それが町長としての姿勢ではなかったのかなというふうに思っております。

今回、資料をつけていただいていた附帯意見の中でも、都市計画審議会の中でも、都市計画決定のプロセスについては可否はなかったと、その可否というのは先ほど請願者の方に聞きました、27年と29年の2回にわたって事業変更があったわけですが、そのときに何も意見陳述していないんです。それだから、このプロセスには可否はなかったとこの審議会では答えをされているかと思うんですね。その中で事業決定されて、令和3年に大阪府都市整備中期計画というものができたわけなんです、令和3年3月26日に。そして、令和12年に岸南線が完備するんだということが決定されたわけなんです。

その決定された後でこういった請願を出してくるということを、町長がアドバイスしたというところが本当に納得いなくて、その辺のところは町長がしっかりと住民に本当に添って相談に乗っておられるのか、町のことをしっかりと考えておられるのかということをごく意見として申し述べさせていただいて、そしてその附帯意見の中に地元自治体との連携し、関係者とのコミュニケーションを十分図りながらこの事業を進めてくださいというふうに附帯意見があったということにつきまして、町長としてはどのようにお考えかお聞かせください。

委員長（田中圭介君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 22年か23年、衣川さん、また府議会議員の皆さん方からそういう話をいただいて、岸和田土木の皆さんと打開策については、個人か町長がよく分かりませんが、打開策がどこにあるのかというふうなことを協議した覚えはあります。代替の駐車場を探せるのかいろいろな私なりの案を岸和田土木の皆さん方に聞いてもらったつもりです。それでもなかなか前に進まない中で衣川さんが努力されて、大阪府議会議員の皆さん方に知り合いがおられたんやと思いますけれども、相談された。その中で、私のところへ大阪府議会議員の方から連絡が入って、大阪府議会に請願を町議会から上げてくださいと、そういう形で大阪府を動かせるそれが一つの手段であれば、それが選択肢の一つになるなというふうな思いがそこに出ました。だから、うのみをしたということではあるかもしれませんが。ただ、衣川さんの思い、そして困っている岸和田土木の皆さんのことを考えると、これはもう大阪府の上層部でこれについて取り上げてもらえるのであれば、そういう方策もあるのかなというふうに思ったのがその当時の思いであったと思います。

それが皆さん方が勉強会の中でこういう状況になりますよというのが判明した。私も初めて、長でありながらというふうな言葉があるかもしれませんが、100%知り得る立場ではないんですね。初めてこういう状況につながっていきますというのを、皆さん方が勉強会を開かれた中で得られた情報を初めて私も知った次第です。それをまずもって知っていたら、違うアドバイスもできたかも分かりませんが、上層部の大阪府議会の議員先生方から議会に上げてもらえればと

いうふうなことを信用してしまったということでございます。これは、岸和田土木の皆さんもそうやし、悩んではるし、衣川さんも悩んではる、だからそこに解決の道があるかというふうに考えた、そういう思いで府議会の皆さんの提言を受け入れてしまったということでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）よろしいですか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）もう少し町長、勉強していただきたかったなと、私たちは勉強した上でこの請願に臨んでおりますので。その府議会議員もそうです。そういう安易なアドバイスをされたこと、いかなものかなというふうに思います。

また、それでもって計画変更ということを出されてしまった場合、町の今、第4次総計や熊取町のマスタープラン、その中にはそんなこと1個も書いていません。今先ほど衣川さんがおっしゃられました防災拠点の話とかもありましたが、そこをそうするのであるならば、マスタープランも、また町の総計も書き直さないといけない。それを書き直すのは、総計は来年度までなんで、また年明けてから第5次総計を計画し直さなアカん中で、内容を書き直していかないとそれは申請できない計画、都市計画法第15条の2に基づいて申請しようと思ったらその総計やマスタープランを書き直した上で、やり直した上で申請しないといけない。そしたら、何年先になるか。令和12年度に今、整備するということが本当に府のほうで決定してくれているのに、町としてそれを無視して、また計画練り直して一事業者のためにやるのかということになってくるのではないかなというふうに思います。それであるならば、その一事業者が本当にちゃんと営業できるように町とすればその辺のところをしっかりと協力し、アドバイスすべきではないかということを私自身、意見として述べさせていただきます。

委員長（田中圭介君）ほかに意見はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）先ほどからも答弁あるんですけども、ちょっと再度の確認になるかなと思います。

町としては、この計画に関しまして早期完成を重視しているということよろしいですか。

委員長（田中圭介君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）答弁繰り返になりますが、現計画で早期の完成を望んでいる、願っているということでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）では町としては、この請願で線形変更を求めている請願なんですけど、先を見てやっぱり早期実現のほうで熊取町にとってメリットがあるというような考えでよろしいですか。

委員長（田中圭介君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）メリットがあるかないか、そこはちょっと微妙な表現というか難しい回答になるかなと思います。ただ、我々としては今、現計画を推進していきたくという思いです。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）一般論として、この請願で出されているような理由が、都市計画決定されたことの変更を要望する理由になるのかどうかというふうなことはお答えいただけますでしょうか。

委員長（田中圭介君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）個々の理由ではなくて、これは大阪府からの回答になるんですけども、繰り返しになりますが、都市の将来像を踏まえて都市全体あるいは影響する地域全体を検討しということになっています。その検討自体が今のところ要素としてはないというか、そこをその部分だけを避けることが地域全体の計画ではないということで、それをいわゆる避けていく技術的と言いますか、道路を築造する際には、基本的には道路構造令という法律、基準に基づいて設計していくことになります。その部分だけを避けてというのは非常に難しく、線形的にはやはり影響を、今の線形を変更する際には、かなり広範囲な変更が必要になってくるのではないかなというふうには

考えてきますので、それプラスそういう地域全体の、要は線形を変える必要性のある地域全体の計画というか将来像というのは今のところ持ち得ていないというところでございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）あと、まだ請願も通っていないので仮定の話になるんですが、もし計画変更を申請していく場合、普通考えたらこの工事、12年度概成となっていますけれども、遅れるんじゃないのかなというふうに思うんですが、その辺の想定は熊取町としてはどう考えておられますか。

委員長（田中圭介君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）その期間的なものについては、私たちからお答えするのはしばらく間いかなというふうに考えています。ただ通常、今12年概成を目指して、大阪府のほうは用地買収等、工事も含めて進めていただいておりますので、一旦計画変更ということになれば、当然遅れは生じてくるのではないかなというふうには考えてございます。

委員長（田中圭介君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）私からは最後です。

今回、請願で提起されている接合地点の変更とか、線形変更ですね、そういった問題について地域全体でこの問題意識は広がっているというふうな認識なのかどうかお聞かせください。

委員長（田中圭介君）山原都市整備部長。

都市整備部長（山原栄次君）請願の中にもありますし、署名というか要望されている方は多いというふうには認識してございます。ただ、それが計画変更にすぐつながるかというのは、ちょっと我々としては判断しづらいというふうな認識でございます。

以上です。

委員長（田中圭介君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

南副町長。

副町長（南 和仁君）今回、文野委員からしっかり応援のメッセージもいただきまして、本岸南の整備促進、それにつながる外環状線の4車線化の事業につきましては、早期の完成、着手に向けて、これからもしっかりと熊取町の事業として捉えて進めて取り組んでまいりたいと思いますので、今後とも委員の皆様方のまたご協力、ご支援よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（田中圭介君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、続きまして本請願の取扱いについて各委員のご意見を承ります。ご意見はございませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）私の中で現時点なんですけれども、商業施設の重要性とか請願者の思いについては一定理解はさせていただきます。でも、現在事業が進められている中で議会として、大阪府の都市計画の変更を求めるだけの根拠とか実現の可能性が十分示されているとは言い難いのではないかなというふうに考えています。

委員長（田中圭介君）ほかにご意見ありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）先ほどの意見という形で述べさせていただきました。本当にうちの会派におきましても、この請願につきましては、その趣旨というか思いとか、そういったものは全て理解させていただきますが、一番の私自身が回答と思いますのは、この都市計画審議会の中で出された附帯意見、これが一番のベストな回答かなというふうに思っております。決まった事業につきましては、この審議会の中でもる意見出て、意見交換されていて、本当に町のことと思って、また事業者のことを思って意見してくださっています。その中でやっぱり一番、町として都市計画道路を整備することが、計画どおりに進めていくことが肝要かなというふうに思っております。その上で、事業者が、町民が困らないように対策は地元自治体、町がしっかり対応していくべきだと、都市計画道路

とは別に考えてすべきやということを思っております。

委員長（田中圭介君）石井委員。

委員（石井一彰君）私ども、全て会派皆さんそうだと思うんですが、4車線化が遅れることは決して望んでおりません。早期着工していただきたいと、そのようには思っております。

確かに線形変更を今からすると、多少それにまた検討する、検証するトータルで時間がかかることは、それは重々理解はしております。ただ、この都市計画道路、約50年前に計画された都市計画道路です。最近言われている南海トラフ地震、今後30年以内に80%の確率で起こると言われている南海トラフ地震、その都市計画道路がもともと設計されたときには、この南海トラフ地震というのは想定もされていなかったのではないかなと思います。その辺においては、この外環の4車線化というのは、外環というのは優先順位もその当時に比べたらかなり上がっていると思います。

だから、順番として岸南線、バイパス造って渋滞を緩和させてからの着工であるのが、順番としてはそうだと思います。ただ、何の予算もまだついていないような状態であります。本当に今回の請願の中にもありますように、その重要性をうたうことによって、外環の4車線化も早期着工は十分可能性があると思っておりますので、ぜひこの請願、可決することがありましたら、そういった点を踏まえて、もう一度熊取町のほうから大阪府のほうにしっかり要望していただきたい、そのように思っております。

以上です。

委員長（田中圭介君）議事の途中ですが、12時5分まで休憩に入りたいと思います。また理事者の方は退席していただいて結構でございます。

そうしたら、12時5分から再度始めたいと思います。

（「11時54分」から「12時05分」まで休憩）

委員長（田中圭介君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご意見なしと認めます。以上で意見を終わります。

ほかになにかございませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）本日は、請願者から趣旨説明並びに町長ほか説明員への質疑を行いました。

また、委員間で皆さんのご意見を伺ったところですが、もう少し考えを整理する時間をいただきたく、本日は本請願についての採決を見送り、継続審査とし、今会期内にもう一度、事業厚生常任委員会を開催していただきたいと思いますので、委員長、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

委員長（田中圭介君）それでは、ただいま坂上昌史委員から、継続審査についての発言がありましたので、本件について、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本日の審査を受け、考えを整理する時間を確保するため、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（起立 全員）

起立全員であります。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

ただいまより昼食のため、午後1時まで休憩にしたいと思います。

（「12時06分」から「13時00分」まで休憩）

委員長（田中圭介君）休憩前に引き続き会議を開きます。

本委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席していただいて結構ですので申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る6月11日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明については、既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長（田中圭介君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（田中圭介君）初めに、議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の、条例改正の提案理由については、本会議で説明がございましたが、もう一度ちょっと分かりやすく説明していただけますか。

委員長（田中圭介君）鎌苅保険年金課長。

保険年金課長（鎌苅香織君）それでは、ご説明させていただきます。

こちらに記載のありますとおり、令和8年度からの市町村事務処理標準システム移行による納期限と口座振替日が、今ちょっと現状違っておりますので、それを同日とする運用変更にするんですけれども、7期につきまして、国民健康保険の12月分につきましては、年末に変えてしまいますと、口座振替したときに、年内の収納に必ずなくなってしまうので、そうすると社会保険料控除ですとか、いろんなところに影響が出ますので、それをしないように年内の収納となるように変更するように条例案を提出したものです。

以上です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）納期限と口座振替日を同日とするということなんですが、そうしますと、第1期から第6期まで、そして第8期から第10期まで分、全てを月末、もともとそうですけれども、納期限は月末なんですが、これは口座振替日も月末ということなんですか。

委員長（田中圭介君）鎌苅保険年金課長。

保険年金課長（鎌苅香織君）議員のおっしゃるとおりです。月末です。

委員長（田中圭介君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）12月分に関して、これを月末にしておくと、口座振替ができないことになってしまうということですね。だから12月分に関しては12月26日というふうに設定するということなんですが、それはそれで分かるんですが、口座振替じゃないその窓口で保険料を納めに来る方もおられますよね。役場の最終日は12月28日ですかね。だから12月28日に納めようと思っていて、その方は、役場の窓口に来たらもう納期限が過ぎていますよということになってしまうんですが、そういう場合の対応はどうされるんですか。

委員長（田中圭介君）鎌苅保険年金課長。

保険年金課長（鎌苅香織君）そういった方については納付書につきましては、確かにコンビニ収納の場合はもう完全に使えなくなってしまうんですけれども、役場の窓口ですとか金融機関ですと、そのまま受け取っていただけますので、そういう形で対応させてもらおうかと思っています。

以上です。

委員長（田中圭介君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第49号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第50号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この介護保険条例の一部改正につきましては、先ほどの国保条例、後期高齢者医療条例と同じく納期限の変更の分があるんですが、同時に、令和8年度の特例減免措置を実施するに当たり、システムでの一律対応が可能とされたことにより、当該減免手続を不要とするためというのがあるんですが、この令和8年度の特例減免措置について説明願いますか。

委員長（田中圭介君）松藤介護保険課長。

介護保険課長（松藤茂孝君）特例減免についてご説明させていただきます。

令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で、令和7年分の給与所得の金額、合計所得金額を算定した場合に、非課税者の基準に達しない者は令和8年度の市町村民税が課されるものとみなしまして、令和8年度の介護保険を計算するということは、さきの3月議会にてご承認いただいたところではございますが、令和8年度の市町村民税が課されているものとみなされているもののうちには、毎年、市町村民税が非課税となる範囲内で就労時間を調整している者もいるところ、令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しによりまして、非課税の範囲内で、令和7年中の就労時間、こちらを増加させた者にとっては、今般の介護保険法施行令の改正によりまして、課税者とみなされることによりまして、意図せず介護保険料が増額されてしまう者がいます。

そのような者を保険料の減免によって救済するというのが今回、令和8年度の特例減免ということになります。

以上でございます。

委員長（田中圭介君）よろしいでしょうか。ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第51号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）次に、議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）ちょっと状況を教えていただきたいんですが、契約調書を見ますと購入目的のところに、今、使用している4トンのダンプにつきましては車検が通らないので、給水車を活用している状況というふうに書いてあるんですが、ちょっとその辺の今の状況を教えてください。

委員長（田中圭介君）藤原環境センター所長。

環境センター所長（藤原 正君）今の状況ということですが、4トン車のほうが車検が通らなくなったので、今現在、使用していないという状況でございます。もう一台2トン車がございまして、その2トンについては、4トン車の代わりを務めながら、給水の車両としても、水をくんで補給せなあきませんので、それで給水車と今現在、使えない4トンの代わりを代用しているということです。その代用で間に合わない場合は、環境課の作業車2トンとかありますので、それを適宜必要に応じて借りて運用しているという状況でございます。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）大変な状況やったんやなとちょっと思ったんですけれども、その環境センターは、水道がないので給水車が必要というところですよ。水道の設備がないんですよ。だから、給水車が必ず必要というところで、今はその2トン車の給水車、それは必ず必要で、その上で今、環境センターの中で使われなくなった4トン車というのは灰とかそういったものを、ストックヤードに運ぶために使う4トン車が使えないというところの説明だったんですけども、その車検が通らないと、車検はいつやったんですかね。

委員長（田中圭介君）藤原環境センター所長。

環境センター所長（藤原 正君）車検については、去年、7年度6月の車検でございます。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

副委員長（渡辺豊子君）もう1年前ということですよ。1年前の車検が通らなかって今までずっとその給水車で活用していたということなんですかね。

委員長（田中圭介君）藤原環境センター所長。

環境センター所長（藤原 正君）1年前にはなるんですけれども、車検が通らなくなった後は、活用していませんので、4トン車のほうは、2トンで給水車とそこごみの処理の運搬に使っているというところでございます。

先ほども言いましたように、環境課のほうで、必要に応じて、借りて2台で必要な場合は活用しているということでございます。

委員長（田中圭介君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）ちょっといろいろと大変な中、工夫しながら作業を進めてくれたのかなというふうに思うわけなんですけど、そして今、こうやって契約という形でダンプ購入ということで、契約が上がってきたわけなんですけれども、そしたらこれ、納期早くしてもらわないといけないのか、

ちょっと納期については、令和9年3月31日になっていますけれども、いつの納期の予定をされているんですかね。

委員長（田中圭介君） 藤原環境センター所長。

環境センター所長（藤原 正君） 納期についてですが、3月31日というふうに納期はさせていただいていますけれども、できるだけ早くということで業者にはお伝えしているところでございますが、何しろ納期は、見積りというか仕様書を作成する時期においても、なかなか1年ぐらいかかるかなという話をされていたので、一応、年度内ということでさせていただいております。

委員長（田中圭介君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 年度内にということではちょっと、去年のその車検が切れた段階で、こういった手続は進められなかったのでしょうか。

委員長（田中圭介君） 藤原環境センター所長。

環境センター所長（藤原 正君） まず修繕を先に考えていたみたいで、ディーラーとか業者にちょっと問い合わせていたみたいですけれども、その加減で、どうしても金額が高くなって、出せるのがかなり遅かったんで、ちょっと高かったなということで、そうやっているうちに予算要求時期に近びてきましたんで、翌年度の予算要求でしようというような流れになったということです。

委員長（田中圭介君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第52号 環境センター専用公用車（ダンプ車両）の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君） 次に、議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第53号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君） 次に、議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第54号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）以上で、本委員会に付託されました請願を除く案件の審議は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を延会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「13時17分」延会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

田中圭介

事業厚生常任委員会

月 日 令和8年6月24日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	田中圭介	副委員長	渡辺豊子
	委員	文野慎治	委員	石井一彰
	委員	坂上昌史	委員	坂上巳生男

欠席委員 なし

事務局	議会事務局長	山本浩義	書記	野津博美
-----	--------	------	----	------

付議審査事件

請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願

委員長（田中圭介君）皆さん、こんにちは。

本日は、6月18日開催の事業厚生常任委員会において、請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件について、請願者から趣旨説明と質疑応答並びに説明員への活発な質疑応答を行った後、委員の皆様から請願に対するお考えや様々なご意見が出されました。これを受け、請願の採決は見送り、会期内にもう一度、事業厚生常任委員会を開催することを求める動議があり、採決の結果、賛成全員により、今会期中の最終日6月25日までにもう一度、事業厚生常任委員会を開催することを決定したため、本日、委員会を招集したところです。

つきましては、本請願の審査に当たりましては、引き続き十分に意を尽くされ、ご審議いただき、併せて議事が円滑に運びますようお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（田中圭介君）発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

委員長（田中圭介君）それでは、付託審査事件の請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件を議題といたします。

それでは、本請願の取扱いについて各委員のご意見を承ります。ご意見はございませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この請願に関しては、先日の事業厚生常任委員会でも議論がありましたし、そしてまた、議員総会等、正規の委員会以外の場合でも様々な議論してまいりましたが、この請願に賛成するか反対するかでは、非常に判断の難しい部分がございます。私自身も、当初は、この請願には賛成という考えではあったんですけども、そして、個人的にも私は商業施設に近い大久保地域に住んでおりまして、私の家からは歩いてほぼ5分ぐらいで買物に行けるという、そういう非常に便利な立地条件の商業施設であります。週に1回ぐらいはこの商業施設を利用しているんですが、しばらくこの商業施設がなくなった時期がありました。そのときは非常に不便に感じまして、大久保地

域の買物をしているとりわけ高齢者の方々とか、車でほかの商業施設に行けない方は、大変不便な思いをしていたと思います。

だから、この商業施設に入っている事業者といいますか、お店のほうが、この岸南線が計画どおり造られることになれば、ここから撤退してしまうとか、そういうことになれば非常に困るというのは、非常によく分かります。事業者の側にとっても、そして、お店を利用している方にとっても、非常にこのお店がなくなるということになれば、困るわけですが、ただ、これまでの町職員並びに岸和田土木の方にも来ていただいて勉強会もしましたが、我々としては既に分かっていたことではありましたが、現在、住吉川のところで橋梁工事をしておりますけれども、その住吉川以北の用地買収が既に64%に達しているという、そういう現状であります。そういう中での線形変更というのは極めて困難であるということは、ほぼ予想がつくわけですが、この状態で線形変更すれば、既に用地買収に応じている地権者の方の理解も非常に得にくいというふうに思います。

そしてまた、170号に接続する直前でのS字カーブということになれば、交通安全上も非常に危険な形状となるということが考えられます。

いろいろと考えた末、現計画のままでやっていただくしかないのではないのかなという判断になっているんですけれども、ただ、商業施設の営業に及ぼす影響が極力少なくなるよう、岸和田土木、大阪府に対しては丁寧な交渉をお願いしたいなと、そういうふうに思っているところです。

請願項目には外環状線の4車線化の促進についても書かれておりますが、これは町議会としても継続して要望していることであり賛同できるわけですが、本請願は、岸南線の線形変更が主題となっておりますので、この請願には賛成し難いかなというふうに感じているところです。

委員長（田中圭介君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

意見なしと認めます。

以上でご意見を終わります。

ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、請願第1号 主要地方道大阪和泉南線（都市計画道路 大阪岸和田南海線）の接合地点および一部線形の変更並びに大阪外環状線4車線化を一体とした都市機能の早期整備に関する請願の件についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本請願を採択すべきものとするに賛成の方は起立をお願いします。

（起立 1名）

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

委員長（田中圭介君）以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「13時37分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

田中圭介